

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 はまゆう会

特別養護老人ホームはまゆう

身体的拘束等の適正化のための指針

1、施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と自主性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1)介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2)介護保険指定基準において禁止対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐等でしばる。
- ⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するモン型の手袋などをつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを着ける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。(鍵のかかる部屋に閉じ込める)

(3)緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性	利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2、身体的拘束適正化のための委員会、その他施設内の組織に関する事項

身体拘束の廃止に向けての「身体的拘束適正化委員会」を設置します。

①活動の内容

- ・施設内等での身体的拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等適正化に関する職員全体への指導
- ・身体的拘束等適正化に関する研修の企画及び運営
- ・身体的拘束等適正化の為の指針の整備

②身体的拘束等適正化委員会の構成員及び役割

<施設長>

- ・委員会の統括管理
- ・身体的拘束等の適正化に向けた職員教育

<委員長>

- ・身体的拘束等適正化に関する対応責任者は「委員長」とし、委員長は介護主任とする

<事務長・生活相談員・介護支援専門員・介護主任>

- ・身体的拘束適正化に向けた職員教育
- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向に添ったケアの確立
- ・施設のハード、ソフト面の改善
- ・チームケアの確立
- ・記録の整備

<管理栄養士>

- ・経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ・利用者の状態に応じた食事の工夫

<看護職員>

- ・医師との連携
- ・施設における医療行為の範囲の整備
- ・重度化する利用者の状態観察
- ・記録の整備

<介護職員>

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の疾病・障害等における行動特性の理解
- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録は正確かつ丁寧に記録する

<その他必要と認める者>

③委員会の開催

- ・3月に1回以上定期開催します
- ・委員長が必要と認める場合は臨時で開催します
- ・利用者の生命保持の観点から、数時間以内に身体拘束を要する場合の緊急時は、上記の委員会が開催できないことが想定されます。その場合は施設長が委員の意見を聴取のうえ、可否を判断し、速やかに次回委員会にて検討する。

3、身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わる全ての職員に対して、身体的拘束等適正化と人権を尊重したケアを目的とした職員研修を行います。

- ①定期的な教育・研修(年2回)の実施、またその内容について記録
- ②新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施(概ね入職後1か月以内)
- ③その他必要な教育・研修の実施

4、施設内で発生した身体的拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

- ①当該利用者及びご家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅延なく行う。
- ②当指針に基づく事案に関して、福祉サービス相談委員会等にて定期的に外部への報告を行う。

5、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。身体拘束を行う前に ①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要件を全て満たしているかどうか確認します。

②利用者及び家族等に対する説明及び同意

身体拘束の内容・理由・時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

③経過記録と再検討

「経過観察・再検討記録」に基づく評価を定期的に行い、早期解除に向けた検討を行う。

④身体拘束の解除

評価の結果又は要件を満たさない場合は、速やかに解除し、利用者・家族に報告します。

6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者等に身体拘束廃止への理解と協力を得る為、施設内掲示や施設ホームページに掲載など行い、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

7、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で、以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束等を無くしていくように取り組む必要がある。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等をしていないか。
- ②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ③高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ④認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等をしていないか。
- ⑤本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。

2021年 4月1日改訂

2021年 12月1日改訂